

第1編 総論

第1章 平成6年度農林水産行政の概観

第1節 農 業

1 施策の背景となった農業の動向

我が国農業は、国民生活にとって最も基礎的な物資である食料の安定供給という重要な使命を担っているほか、地域社会の発展と国民生活の安定の上で多面的かつ重要な役割を果たしている。今後とも農業の持つこのような役割を十分に発揮させるため、次のような点に特に留意しつつ、21世紀へ向けて農業の一層の発展を図っていく必要がある。

まず、我が国農業については、与えられた国土条件を十分に生かして、最大限の生産性の向上を進め、国内での基本的な食料供給力の確保を図りつつ、良質かつ安全な食料の供給に努めることが緊要である。このため、農業者、特に次代を担う若い人たちが、誇りと希望を持って農業を営めるよう、経営感覚に優れた効率的・安定的な経営体の育成、適正な土地利用の確保と農村の定住条件の整備、バイオテクノロジー等先端技術の開発・普及等各般の施策を総合的に推進する必要がある。また、それぞれの地域の自然条件や資源を生かしながら、農業者の創意と工夫の下に、消費者の多様なニーズに即した付加価値の高い農業を展開していくことも重要である。

また、国土の均衡ある発展を図るため、就業機会の確保や都市に比べて立ち遅れている生活環境の整備を進めるとともに、豊かな自然環境の積極的な保全・活用に努めつつ、農村の活性化を図っていく必要がある。さらに高品質で安全な食品に対する志向の高まりなど多様化する消費者ニーズに対応できるよう、食品産業の一層の振興を図るとともに、総合的な消費者対策の推進を図っていく必要がある。

このような我が国経済社会における農業・農村の重要性とその果たしている役割を踏まえ、平成4年6月には、21世紀という新しい時代に向けて政策の展開方向を示した「新しい食料・農業・農村政策の方向」を取りまとめたところであり、今後、この方向に沿って制度、施策を見直し、段階的かつ着実に新たな政策を

実現していく必要がある。

さらに、平成5年12月、我が国の今日の繁栄がガットの自由貿易体制の枠組みによってもたらされているものであり、また、ウルグアイ・ラウンドを成功裡に導くことが我が国に課せられた国際的使命であることに思いをいたし、ウルグアイ・ラウンドの農業合意を受け入れることとしたところであるが、本合意が我が国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を21世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたって我が国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して、その関連対策を講ずることとし、平成6年10月に「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」を緊急農業農村対策本部において取りまとめた。この大綱に沿ってウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成12年までの今後6年間に於いて、必要な対策を重点的、計画的に実施する必要がある。

2 講じた施策の重点

平成6年度においては、「新政策」関連の法律制度や新規予算の普及定着化を進め、その本格的な展開を図る観点から、また平成5年末のウルグアイ・ラウンド農業合意成立に伴う今後の国際化の進展を踏まえて、国内農業の体質強化などのための対策を積極的に推進することとし、次のような事項に重点をおいて施策の効率的な展開を図った。

(1) 国民生活に欠かせない食料を安定供給する担い手の育成

「新しい食料・農業・農村政策の方向」に沿って、望ましい農業経営（効率的かつ安定的な農業経営）——生涯所得が他産業並、年間総労働時間1,800時間～2,000時間という基本的な水準をベースに各地域の自然的経済的社会的諸条件の特性に即して展開される農業経営——を育成するとともに、これら農業経営に農作業の受委託も含めて農地利用の相当部分を集積するような農業構造を今後10年間で確立することを構造政策の目標とする。

このような農業構造を確立するためには、経営規模の拡大や経営内容の高度化による農業経営の経営体質

の強化を図るとともに、集落の話し合いを基本とした地域の合意形成の下に、担い手農家への農用地の利用集積の一層の促進が必要と考えられる。

このため、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成に向けて平成5年8月に施行された「農業経営基盤強化促進法」を中心として以下のような方向で構造政策を展開した。

ア 経営感覚に優れた経営体の育成

経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営を実現するため、法人化の推進、融資による経営体の育成、経営・技術面での総合的支援、農地の利用集積の推進等により農業経営の体質強化と農地の効率的利用を図るための施策を充実強化した。

イ 青年農業者の育成等新規就農者対策の拡充

意欲と経営能力に優れた青年農業者の育成確保を一体的かつ効果的に進める観点から、①全国、都道府県、市町村を通じた円滑な就農の支援を行う体制の確立、②農業者の生涯にわたっての高度な技術の研修教育等を行うための施設の総合的整備を実施するとともに、新たに、職業としての農業への関心を醸成するための農業教育への支援等により青年農業者の育成等新規就農対策の充実強化を推進した。

また、農業改良助長法を改正し、地域農業改良普及センターの事務として新規就農促進活動を加え、普及組織における新規就農支援体制の整備を行った。

ウ 新しい農山漁村女性対策の推進等

農山漁村で重要な役割を果たしている女性や高齢者がその能力を十分発揮できるような条件整備を行った。また、農業者の健康の維持・増進のための保健事業等を展開するとともに農業者の老後の生活の安定と福祉の向上を図るため、農業者年金事業等を推進した。

エ 良質な食料を安定供給できる農業構造実現のための農業生産基盤の整備

農業の生産性の向上、需要の動向に即応した農業生産の再編成及び経営規模の拡大等農業構造の改善を促進し、農業と農村の健全な発展を実現するためには、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的かつ円滑な整備が重要である。

このため、平成5年度に策定した第4次土地改良長期計画（平成5年4月閣議決定）に基づき、効率的・安定的な経営体が生産性や収益性の高い農業を展開していくための基礎となる農業生産基盤の整備を計画的に推進した。

オ 農業構造改善事業の推進

ウルグアイ・ラウンド農業合意受入れに伴い、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体が生産の大宗

を担う農業構造を早期に実現し、我が国農業の体質強化を図るため、地域農業者等の内発的取組による地域連携のための協定の締結と実践を通じ、①経営体の育成・強化のための経営基盤の確立、②地域連携による経営体発展の条件整備、③農村に賦存する資源、農村空間等を総合的に活用した新たな産業おこしによる多様な就業所得機会の創出等を目的とした地域農業基盤確立農業構造改善事業を創設した。

また、地域の立地条件に応じた農業・農村の活性化を図るため、農業農村活性化推進機構の地域マネジメント活動を推進するとともに、土地基盤の整備、情報施設、生産・加工・流通施設等近代化施設、農村環境保全施設等環境施設の整備等を総合的に行う農業農村活性化農業構造改善事業を実施した。

(2) 中山間地域等の活性化

ア 中山間地域の活性化

自然的、経済的に不利な条件下に置かれ、若者を中心とした人口の減少及び高齢化の進行、農林漁業の生産活動の停滞等により、健全な地域社会を維持していくうえで厳しい状況に直面している中山間地域等の活性化に資するため、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」（特定農山村法）に基づく農林業等活性化基盤整備計画の積極的な推進のための支援措置を実施するとともに、高付加価値型農業の展開等中山間地域の活性化を図るための各種施策を実施した。

イ 農村の生活環境の整備と農地等の保全管理

農業及び農村の健全な発展を期するためには、担い手の育成を図るとともに、地域社会の活力を維持・増進する観点から、適正な土地利用を図りつつ、都市と比較して立ち遅れている農村の生活環境を整備することが緊要である。

また、農村地域の混住化の進展や国民の価値観の変化に伴い、農村地域は非農家の生活の場としてもその重要性が見直されるとともに、国民全体から水と緑に恵まれた豊かな環境を保持している憩いの場としての期待も高まっている。

このため、快適な農村空間の形成のための指針を策定するとともに、豊かな環境の形成に配慮しつつ、農村地域の農業生産基盤と生活環境の一体的・総合的な整備を積極的に推進し、都市にも開かれた美しくゆとりある農村空間の創出を図った。

ウ 美しいむらづくりの推進

我が国経済社会の成熟化に対応し、農山漁村を豊かでうおいのある生産・生活の場としていくため、新・美しいむらづくり特別対策の推進等により、生産基

盤・生活環境の整備と併せて、緑や水をいかした美しい景観や環境保全等に配慮した整備を行い、地域住民が誇りを持って快適に居住でき、都市住民にとっても魅力のある農山漁村の景観・環境の形成を推進した。

(3) 環境問題への対応と国際協力の推進

ア 環境保全型農業の総合的な推進

農業が有する環境保全機能と物質循環型産業としての環境にやさしい特質を最大限に活用することができるよう各種の施策を総合的に実施した。

イ 食品産業における環境対策の総合的推進

食品産業における環境対策については、食品製造業、流通業、消費者等が一体となって推進する必要がある、平成5年に成立した環境基本法も踏まえ、廃棄物の減量化・再資源化、回収体系づくりに向けての取組を総合的に促進することが求められている。

このため、①総合的戦略の樹立等、②食品工場排水汚泥・大豆加工食品副産物（オカラ）の利用効率化、③食品容器のリサイクル、④外食産業廃棄物の減量化、⑤廃食用油の需要開拓対策を行い、食品産業における環境対策を総合的に実施したほか、近年急速に増加したPETボトルの効率的リサイクルシステムの開発を行った。また、微生物の代謝機能を活用した食品産業排水の総合的な処理システム化技術の開発、食肉製造業等から排出される畜産物残渣を完結利用するための処理体系の検討、食品産業から排出される廃棄物の再生利用技術の開発、環境にやさしい食品包装・容器の技術開発及び小売店等から廃棄される魚腸骨等の食品残渣を処理する魚腸骨等食品廃棄物処理施設の整備、飲食店等から排出される動植物性残渣の堆肥化、飼料化並びに消費者が環境に配慮した食行動をとる際の拠り所となる具体的な提案内容の検討・消費者啓発等の推進を行うことにより、食品産業等における環境対策を促進させるとともに、環境と調和のとれた社会の構築に向けた対策を推進した。

一方、食品産業等の公害防止等を図るため、農林水産関連企業に対し、情報の提供、研修等を行うとともに、公共用水域の水質保全を図るため、新たな窒素・磷の規制にも対応した処理技術の修得、巡回点検指導等に助成した。

ウ 環境問題に対応した研究開発

悪臭、環境負荷物質の高度処理技術、給与飼料成分の利用効率の向上による環境負荷物質の低減化技術、家畜排泄物の高付加価値化技術の開発等を行うための研究を実施するとともに、農業生態系の持つ物質循環機能を高度に活用し、より生態系に調和した農業システムの確立を図る研究開発を実施した。

また、都道府県が行う環境保全型農業技術体系の開発のための試験研究への支援を行った。

さらに、モデルエリアを設定して水系を中心とした農林水産生態系における環境負荷物質の動態、生物相の変動等の長期モニタリングを通じ、環境容量を把握するための総合的モニタリング手法の開発等の研究を実施した。

このほか、微生物等の生物機能を利用した新しい農林水産環境修復技術の確立に資するため、研究戦略の策定に必要な調査を実施した。

また、地球環境問題の解決に資するため、「農林水産生態系を利用した地球環境変動要因の制御技術の開発」等の研究を実施した。

エ 国際協力の推進

開発途上国の農業生産力の向上等を通じ、その経済社会の発展に寄与するため、開発途上国に対し、食料・農業分野における技術・資金協力・国際協力のための調査、研究等及び国際機関を通じる協力を推進した。

また、地球環境問題は、自然環境と相互に密接に関連している農林水産業と大きくかかわっている。その重要性にかんがみ、より一層の調査・研究、二国間協力や国際機関への提出などの国際協力の取組を推進した。

(4) 技術の開発・普及による農業生産の効率化

科学技術分野における先端技術のめざましい発展を踏まえ、農業生産の一層の効率化や労働時間の短縮等により魅力ある農業を創生する等の観点から、革新的技術の開発・実用化等を進めるとともに、基礎的・先導的研究の強化、重要政策課題に対応した研究開発の実施、研究支援等の強化を図った。

また、農業の発展方向と農業者のニーズにより的確に対応した高度な技術の普及に努めた。

さらに、近年の情報化社会の進展に対応しつつ、農業の生産性の向上、食品産業の高度化等に資するため、これらの分野における情報システム化の推進、ソフトウェアの開発等を実施するとともに、農村地域等における情報化を推進した。

(5) 消費者行政サービスの充実等

健康的で豊かな食生活を保障する観点から、食品の安全性の確保及び消費者の合理的選択に資するための規格・表示の充実・適正化を推進するとともに、食料消費の適正化、安全かつ良質な食料の安定供給に資するため、新たな食文化創造へ向けての提案を行うための場を設けるなどの消費者に対する啓発活動を推進した。

また、これらの消費者対策を総合的に推進するため、

消費者への適切な情報提供に努める等消費者対応体制の整備を行った。

さらに、世界最大の農産物純輸入国である我が国としては、今後とも海外からの供給に大きく依存せざるを得ない農産物の輸入の安定確保を実現するとともに、飼料穀物、大豆等の備蓄に努め、食料の安定供給の確保に資した。

ア 食品の規格・表示の適正化

食生活について消費者ニーズの変化に応えた政策展開を図る観点から、平成5年6月に「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の一部が改正され、①生産の方法等に着目した新たなJAS規格（特定JAS規格）の導入、②品質表示基準制度の拡充が行われたところである。これらの制度の適正な運営に資するため、新たなJAS制度についての啓発・普及、特定JAS規格の制定等に向けての調査・検討、品質管理向上対策等の措置を講じたほか、JAS規格及び品質表示基準について、必要に応じ、新規制定の推進、既制定規格・基準の見直しを行った。

消費者の適正な商品選択に資するため、JAS規格の設定が困難な品目についての各種の品質表示ガイドラインの制定を推進するとともに、地域において特別な生産・製造方法等により生産された特別表示食品について、都道府県が基準を策定し、認証する事業を行った。

イ 農産物の消費拡大対策

米の消費拡大については、栄養バランスに優れた健康によい米を中心とした日本型食生活を普及・定着させること等を基本として、各般の施策を積極的に推進した。また、麦、牛乳、野菜、果実等について、消費拡大を図るための各般の施策を講じた。

ウ 主要農産物の需給・価格安定対策

農産物については、構造政策を助長し、農業の生産性向上の促進に資するとともに、対象とする農産物の需給均衡の確保に資するとの観点に立ち、国民の納得の得られる価格で農産物を安定的に供給するよう努めた。

また、農産物の需給・価格対策について、ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う新たな国境措置の下での在り方について、農政審議会等の意見も踏まえつつ検討を行い、所要の対策につきその具体化を図るとともに、必要な法律制度の改正等を行った。

(ア) 米の価格

平成6年産米の政府買入価格については、全国の各農業地域における平均的な水準以上の高い生産性を実現している稲作農家をその地域において稲作を実質的

に担っている者であると位置づけ、このような者の生産費を基礎として生産費及び所得補償方式により算定し、所要の調整を行い、据置き（うるち1～5類1～2等平均包装込み玄米60kg当たり16,392円）とした。

米の政府売渡価格については、政府買入価格を前年産と同額としたこと、米穀の需給動向、財政事情等を総合的に考慮し、標準売渡価格を据置き（水稻うるち1～5類1～2等平均包装込み玄米60kg当たり18,123円）とした。

(イ) 麦の価格

平成6年産麦の政府買入価格については、麦作の生産性の向上を価格に的確に反映させるとともに品質の改善に資するとの観点に立って、主産地の生産費を基礎として基本価格を算定した結果、現行価格とほぼ同水準となったこと（平成5年産麦に対して▲0.30%）を踏まえ、生産者の生産意欲に及ぼす影響にも配慮して所要の調整を行い、小麦、大・はだか麦とも据置きとした。

麦の政府売渡価格については、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮し、平均5.5%の引き下げを行った。

(ウ) 新たな米・麦管理システムの整備

現行の食糧管理制度については、創設以来、社会的・経済的実態の変化等に即応して所要の改善を図りつつ、国民の主食である米・麦を安定的に供給するという機能を一貫して担ってきたところである。

しかしながら、近年の米・麦をめぐる諸情勢が大きく変化する中で、食糧管理制度が実態と乖離し、その機能を十分に発揮することができなくなっていること等から、8月に農政審議会において取りまとめられた「新たな国際環境に対応した農政の展開方向」においても、制度の抜本的な見直しを行い、新たな法体系を整備すべきとの報告がなされた。このため、これらの点を踏まえ、

① 米穀の需給の適確な見通しを含む基本計画を策定し、これに基づき、生産調整の円滑な推進や中期の観点に立った備蓄の運営等により、全体需給の調整を図ること

② 自主流通米及び政府米を計画流通米として位置づけ、その安定流通を確保することを基本としつつ、流通の規制を緩和すること

③ 米穀の需給実勢が反映される適切な価格の形成を図ること

④ 民間流通による自主流通米を主体とする制度の下で、政府は、政府米の操作を通じて、備蓄の運営及びミニマム・アクセスの運用を行うこと

⑤ 国際約束に従って、政府以外の者が関税相当量を支払えば、麦等を輸入することができるよう、輸入に関し所要の規定の整備を行うこと

を主な内容とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」が第131回国会において成立した。

(エ) 畜産物の価格

生乳の再生産の確保と牛乳・乳製品の価格の安定を図るため、「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づき、加工原料乳についての生産者補給金の交付の基礎となる保証価格（1kg当たり75.75円）、基準取引価格（1kg当たり64.26円）等を決定した。

牛肉、豚肉については、「畜産物の価格安定等に関する法律」の適正な運用により、価格の安定を図り、さらに、肉用子牛生産の安定を図るため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、肉用子牛生産者補給金制度を実施した。

(オ) 畑作物の価格

大豆、なたねについては、「大豆なたね交付金暫定措置法」に基づき、平成5年産大豆及び平成6年産なたねの基準価格（大豆60kg当たり14,218円、なたね60kg当たり11,639円）及び標準販売価格（大豆60kg当たり13,846円、なたね60kg当たり3,179円）を定め、交付金を交付した。

砂糖・甘味資源作物については、「砂糖の価格安定等に関する法律」に基づき、輸入糖の価格調整の指標となる安定上下限価格（安定上限価格トン当たり158,600円、安定下限価格25,000円）等を定めた。

(カ) 野菜の価格

生産者に対する計画生産出荷の指導等生産出荷団体の野菜全体にわたる需給均衡に向けての取組を助長し、また、野菜供給安定基金が行う指定野菜の価格補てん事業について、制度の円滑な運営等に配慮し、野菜指定産地の増加、指定消費地域の拡大、再造成のための特別資金の確保、交付予約数量の増加等を行ったほか、平均価格の適正化等運用の改善を図った。

(キ) 果実の価格

果実生産出荷安定基金協会において、通常の価格差補てんに加え、かんきつ及びパイナップルについて、輸入増の影響による加工原料用果実の価格水準の低下に相当する分に対する特別補てんを実施したほか、果実加工品の調整保管に必要な資金の造成を行った。

(ク) 繭・生糸の価格

繭糸価格安定制度については、生糸の生産条件及び需給事情その他の経済事情を勘案し、蚕糸砂糖類価格安定事業団の機能を活用した生糸緊急保管事業等を実施した。

また、生糸等の需要の増進のほか、繭及び生糸の需給動向に即した秩序ある輸入の維持等に努めた。

(6) 活力ある農業生産の展開

21世紀に向けた先進的な農業の展開を推進するため、効率的・安定的経営体とこれを支える人材の育成確保、各地の創意工夫による高生産性・高品質農業、環境保全型農業及び生産の安定化を実現する総合的な生産対策を実施した。

また、水田営農活性化対策を実施した。

さらに、内外の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して、牛肉等の関税収入を財源として、肉用子牛の生産安定対策等を実施するとともに、大家畜生産の振興合理化、畜産主産地の活性化等を推進することに重点を置き、総合的な畜産対策を実施した。

ア 先進的農業生産総合推進対策

経営体及びそれを支える人材の育成、生産性の高い農業の実現、高品質な農産物の生産、環境保全に配慮した農業の展開、気象条件に左右されない生産体制の確立及び生産性の高い水田営農の確立を主な柱に、21世紀に向けた先進農業ともいべき効率的で環境にやさしく、また農業者にとって魅力ある生産活動を推進した。

イ 主要作物の生産対策

(ア) 水稻

平成5年の冷害を踏まえ、新たに水稻の生産の安定化を緊急に図るため、指導体制の整備、生産安定化技術の実証及び生産条件の整備を行い、気象条件に左右されにくい生産態勢を確立するとともに、多面的な需要に対応した米づくりを推進するため、品種構成の適正化、新品種の導入促進等の取組を展開した。

水稻を中心とする土地利用型農産物の生産性向上を強力に推進するため、「土地利用型農産物生産性向上指針」及び「望ましい稲作経営の展望」に沿って、効率的・安定的な経営体を中心とする効率的な生産単位の形成、集落機能を活用した生産の組織化、地域輪作農法の面的な拡大、カントリーエレベーター等基幹施設の整備、集団営農用機械の導入等各種対策を集中的・計画的に実施し、それらの有機的連携による合理的な生産体制（地域農業生産システム）の構築を推進した。

また、水田農業において、普及性の高い新技術を組み合わせた生産性の高い水田農業経営の実証を行うとともに、新たに、現行の機械移植による稲作の大幅な省力化、低コスト化を図るための直播技術体系を早急に確立・普及するため、生産現場における普及実証を行った。

(イ) 麦

国産麦の安定的な生産・供給に資するため、安定的に良質な麦を生産する地域を中心に主産地化を一層推進するとともに、二毛作可能地帯においては裏作の振興を図ることとし、各道県において、地域内の麦生産体制を再点検し、生産性の高い地域を中心に、規模の大きい意欲的な担い手に期間借地の推進等により作付を集中し、品質・単収の向上等による収益性の改善により、経営の柱として位置付けられる麦作を確立するための取組を展開した。

(ウ) 大豆

大豆生産に本格的に取り組む主産地を育成していくため、これまでの高品質、低コスト対策に加え、安定多収に力点を置いた品種・作付体系、作業体系、集出荷選別体系等の生産出荷体制全般について見直しを行う観点から、推進指導体制の再構築、主産地化誘導指針、生産出荷目標の策定、良質、安定多収技術マニュアルの作成、安定多収や省力化に向けた実用化レベルにある新栽培技術のモデル実証等を行うとともに、モデル地区において産地の実態に応じたコンバインの導入、共同利用施設の整備等の生産・流通・加工に係る条件整備を総合的、集中的に実施した。

(エ) 甘味資源作物

「甘味資源特別措置法」に基づいて指定した生産振興地域を対象として、てん菜については、作物横断的な生産組織の育成を図る中で、高性能機械の導入等を、さとうきびについては、平成6年産からの品質取引の導入等に対応し、生産性及び品質の向上を図るため、収穫作業の機械化体系の確立・普及、高品質栽培技術の普及等を実施した。

(オ) 特産農産物等

茶、こんにゃく、ホップ、薬用作物、香料作物等については、需要の多様化等に対応した生産構造の転換を図るため、生産基盤の強化、省力化技術の導入等を行うとともに、中山間地域の立地条件等を活用した高付加価値型農業を確立するための条件整備等を実施した。

(カ) 野菜

「野菜生産出荷安定法」に基づき、指定消費地域における指定野菜の需要見通しに即して野菜指定産地を計画的に整備育成するため、野菜の需要動向に対応した生産出荷の指導等を実施した。

(キ) 果樹

最近における果樹農業をめぐる情勢の変化を踏まえ、果樹農業を適切な方向に誘導して長期的な需給安定を図るため、平成12年度を目標年度とする果樹農業振興基本方針に基づき、生産から流通・加工にわたる

諸対策を実施した。

(ク) 花き

最近の花きの需要動向に対応し、その安全的供給を図るため、生産性の高い先進的な産地体制の整備及び優良種苗の供給体制の整備を行うとともに、拠点施設の整備により、需要動向の把握、新品種の導入、栽培技術の普及、消費者に対する花きの啓発・普及等を行った。

(ケ) 養蚕

需要に即した優良繭の生産確保を図るため、地域基幹施設の整備、桑園基盤の改良整備等を行うとともに、桑葉、養蚕機械・資材等の利活用等を通じた地域養蚕機能の充実・再編を行い、一層の低コスト養蚕経営を推進した。

ウ 畜産対策の総合的推進

畜産物の安定的な供給と畜産経営の健全な発展を図るため、内外の畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して総合的な畜産対策を推進した。

肉用子牛等について、牛肉の輸入自由化に対処するため、「肉用子牛生産安定等特別措置法」に基づき、牛肉等の関税収入を財源とした対策を実施した。

また、畜産主要地の活性化を図るとともに、畜産物の需要動向に的確に対応するため、生産から流通・消費に至る各種事業を、地域の特性に即しつつ、総合的・有機的に実施した。

さらに、畜産物需要の動向に対応した安定的な畜産経営を確立するため、飼料生産基盤の整備を畜産活性化総合対策と一体的に推進した。

その他に、ウルグアイ・ラウンド農業合意受入れに伴う一層の国際化の進展に対応して、効率的で生産性の高い畜産経営体の早期育成を図るため、経営体育成を加速化するための共同利用施設等の整備を行った。

エ 水田営農活性化対策

生産者・生産者団体の一層の主体的取組を基礎に、地域の自主性の尊重を旨として、「新しい食料・農業・農村政策の方向」に即し、水稻作と転作を通ずる望ましい経営の育成を図りつつ、米づくりと転作とを適切に組み合わせた生産性の高い水田営農を確立することに重点を置いて、平成5年度から引き続き水田営農活性化対策を実施した。

オ 畑作振興対策の強化

畑作農業をめぐる情勢の変化に対処して、畑作農業・地域の安定的な発展を図るため、平成4年6月に策定された「畑作農業の生産性向上等の指針」及び平成5年9月に策定された「稲作以外の主要経営部門についての経営の展望と政策展開の基本方向」を踏まえ、

需要サイドとの連携を強化しつつ、ニーズに対応した供給体制の整備、畑作農業の生産性・収益性の向上、経営体質の強化及びこれらを支援する技術の開発・普及、生産基盤の整備等総合的な畑作振興対策を推進した。

カ 野菜対策の推進

野菜生産については、生産農家の高齢化、後継者不足等を背景とした供給力の低下が懸念されている状況に対応し、既存産地の整備及び新産地形成の促進を図るとともに、産地における労働力調整システムの導入、機械化の促進等による産地整備を引き続き推進したほか、新しい技術の導入、高度な経営体の育成等を通じた産地の高度化対策、園芸用廃プラスチックの適正処理も含めた施設園芸対策等を実施することにより野菜の安定供給を推進した。

キ 花き対策の推進

生活にうるおいや安らぎを求める気運の高まりに対応し、花き普及・振興を通じて、豊かな国民生活の実現とあわせて特色ある地域農業の振興を図るため、需要動向に対応した花きの安定供給を図るための産地整備を行った。

ク 農業生産資材対策等

農業機械については、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針等に即した農業機械の適正な導入等の指導等を行った。また、新規農作業受託者の掘り起こしや受託作業範囲の拡大等による農業機械銀行の活動強化の推進等を行った。

肥料については、その品質の保全と公正な取引の確保を図り、もって農業生産力の維持増進等に資するため、「肥料取締法」に基づく肥料の登録、検査等を行った。

農薬については、「農薬取締法」に基づく農薬の登録、検査等の実施、農薬安全使用対策の推進を図ったほか、実用化の段階を迎えている微生物農薬の検査手法の確立及び農薬生産の効率化のための基盤技術の開発を図った。

種子・種苗については、農林水産植物の新品種の育成者を保護して、収量、品質、熟期、病害虫抵抗性等について優れた品種の育成を促進するため、「種苗法」に基づく品種登録制度の適正な運用を図った。

植物防疫については、病害虫による農作物の被害の軽減等を図るため、「植物防疫法」に基づく病害虫の発生予察及び的確な防除指導、農薬の安全使用対策等の植物防疫事業を実施した。

土壌保全については、土壌の適切な管理を推進するため、「地力増進法」の円滑な運用と併せて全国的に「健

康な土づくり」を推進した。

(7) 食品関連産業の振興と輸出条件の整備

ア 食品流通対策

第5次卸売市場整備基本方針に基づき、流通コストの削減、消費者ニーズの高度化・多様化への対応、環境・衛生面での水準の向上等を目指し、周辺環境と調和した市民に親しまれる多様な機能を持つ流通拠点施設としての計画的な整備を推進した。また、冷蔵・冷凍等温度管理を必要とする多種類の食品を終日安定的に供給する多機能型配送センターにおける効率的な物流システム開発を行うとともに、中小食品流通業の活性化を支援する観点から、食品流通関連異業種の物流共同化等を促進し、効率的な物流システムの整備を推進した。

イ 食品産業の振興

食品産業対策を総合的に推進するため、食品産業の現状と基本的な問題点を調査、把握するとともに、中長期の展望に立った食品産業政策の諸問題を検討し、これを踏まえた施策を展開した。

ウ 農林水産物の輸出条件の整備

我が国の農林水産物の持続的な輸出を促進するため、各国の輸入制度の輸出関連情報の提供体制の整備、国際食品見本市、卸売市場等における販売促進活動を通じた輸出入路の拡大・定着及び効果的な販売手法の提案・普及等を行った。

また、地域食品等の海外市場を拡大するため、海外で百貨店等にアンテナショップを設置したほか、地域食品の海外市場開拓を支援するため、地域食品に係る販売・宣伝・調査手法の開発及び各県の事業間の調整・組織化等を行った。

(8) その他の重要施策

ア エネルギー対策

長期的に需給の不安定化が予想される石油・エネルギー情勢及び国際的な課題となっている地球温暖化問題に対処し、農林水産業におけるエネルギー利用の一層の効率化を促進するため、中長期的視点に立ってエネルギー対策及び二酸化炭素排出抑制対策の検討を行うとともに、農村エネルギー連携・効率利用推進調査を実施した。

イ 災害対策

(7) 阪神・淡路大震災対策

兵庫県の要請に応じ、炊き出しに必要な精米及び災害対策用として備蓄している乾パン等を供給するとともに、食品メーカー及び関係団体等の協力により、必要な食料が確保されるよう格段の措置を実施したほか、被災者に対する生鮮食料品等の安定的・円滑な供

給のため、各般の措置を実施した。

農地・農業用施設の復旧については、近隣府県の技術者の支援体制の整備、査定業務の簡素化を図る等、地元要望を踏まえた所要の措置を講じ、早期査定、早期復旧に努めた。

(4) 農業災害補償制度の円滑な運営

平成5年に成立した「農業災害補償法の一部を改正する法律」の施行に伴い、生産組織単位で共済関係を成立させる方式の導入等を内容とする改正制度の普及及び適正な実施に努めた。

「農業災害補償法」に基づき、農業共済事業を実施するとともに、農業共済掛金等及び農業共済団体等の事務費に対する助成を行った。

また、農業共済地域対応強化総合対策のうち、農業共済事業推進体制強化事業について、農家の経営状況に応じた保険設計書による保険相談活動、農家に対する農業関係の情報提供の充実等を行った。

干ばつ等による農作物等の被害に対し、被害農作物等の損害評価を迅速かつ的確に行い、共済金の支払いを早期に行うよう農業共済団体等を指導するととも

に、低品質米の被害に対して「損害評価に関する特例措置」を実施する等、所要の措置を講じた。

ウ 公害環境保全対策

水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、農薬残留等各種の公害に対し、その防止、回復のための所用の措置を講じた。

エ 農業団体の整備

農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織等農業団体に対して、所要の助成等を行った。

3 財 政 措 置

以上の重点施策をはじめとする施策の総合的な推進を図るため、必要な予算等の確保充実に努め、平成6年度農業関係一般会計予算額は、3兆357億円(産業投資特別会計からの農業農村整備事業等に対する無利子貸付金等1,584億円を含む。)となった。最近の農業一般会計予算額について重点施策別にその推移をみると、表1のとおりである。

また、平成6年度の農林水産省関係の財政投融资計画額は9,029億円となった。このうち主要なものは、農

表1 農業関係重点施策別予算額の推移

(単位：億円)

重 点 施 策	昭和45年度	50年度	55年度	60年度	平成2年度	6年度
1 農業の生産性の向上等と農村の環境整備	2,122	4,544	9,510	9,303	10,827	15,558
2 農業生産の選択的拡大	1,013	1,839	4,593	3,379	2,619	2,211
3 農業構造の改善	472	1,022	2,712	3,144	2,877	3,789
4 価格の安定と農業所得の確保	3,933	8,576	7,732	5,824	3,115	2,877
5 流通の合理化	236	1,242	775	515	527	468
6 農業従事者の福祉の向上と地域の振興	57	191	465	404	310	518
7 農業団体	46	162	317	416	556	658
8 その他	972	2,424	4,980	4,190	4,357	4,278
(1) 災害対策	628	1,576	3,825	2,680	2,767	2,365
(2) その他	344	848	1,155	1,510	1,590	1,913
農業関係予算の合計	8,851	20,000	31,084	27,174	25,188	30,357
農林水産関係予算の総額	9,921	22,892	37,765	33,895	33,009	39,858
国の一般歳出の総額	61,540	164,266	312,377	333,523	379,710	426,474

注：1) 予算は補正後であり、産業投資特別会計からの公共事業等に対する無利子貸付金を含み、NTT事業償還時補助分を除く。2) 「農業生産性の向上等と農村の環境整備」の欄の予算額は、農業農村整備(草地開発事業を除く。)、農業技術の開発・普及等のための経費である。

3) 「農業生産の選択的拡大」の欄の予算額は、水田農業確立対策、野菜、果樹、畜産等の生産対策のための経費である。

4) 「農業構造の改善」の欄の予算額は、農業構造の改善、地域農政の推進、農地の流動化、農業者年金等のための経費である。

5) 「価格の安定と農業所得の確保」の欄の予算額は、米麦管理制度の運営、畜産物、野菜、果実、畑作農産物等の価格安定等のための経費である。

6) 「流通の合理化」の欄の予算額は、農畜産物の流通の合理化、需要の増進及び流通機構の整備等のための経費である。

7) 「農業従事者の福祉の向上と地域の振興」の欄の予算額は、地域改善対策、山村振興等のための経費である。

林漁業金融公庫への財政投融资計画額で4,690億円となっている。

4 税制上の措置

(1) 国 税

ア 農業経営改善計画を実施する農業者の機械等の割増償却制度について、果樹・茶樹の栽培、施設園芸又は畜産に係る農業に関し、営農の経営規模拡大の要件を緩和

イ 特定の基金に対する負担金等の損金算入等の特例制度について、対象となる業務の範囲に農地保有の合理化を促進するための業務を追加

ウ 農地保有合理化法人が農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限の2年延長等所要の措置を講じた。

(2) 地 方 税

ア 脱特定フロム対応型設備について、固定資産税の課税標準を最初の3年間、価格の3分の2とする特例措置の創設

イ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告等によって取得する農用地区域にある土地に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の適用期限の2年延長等所要の措置を講じた。

5 農 業 金 融

新政策の方向に沿った経営体の育成、農林漁業生産の基盤整備の促進、経営構造の改善等に資するため、農林漁業金融公庫資金、農業近代化資金、農業改良資金等の各種制度資金について、所要の融資枠を確保するほか新資金の創設等融資内容の充実を行った。

なお、ウルグアイ・ラウンド農業合意の受入れ後においても農業を継続する意思のある者のうち、新規投資等により農業経営の改善を進めようとする者に対し、既往債務の負担の軽減を図るための農家負担軽減支援特別対策に必要な措置の一部を講じた。また、ウルグアイ・ラウンド農業合意が中山間地域に及ぼす影響を極力緩和し、特色ある地域条件を活かした高収益農業が展開できるよう農林漁業金融公庫による中山間地域活性化資金、振興山村・過疎地域経営改善資金等中山間関連融資について、金利引下げを行った。

6 立 法 措 置

第129回国会（通常国会）、第131回国会（臨時国会）及び第132回国会（通常国会）において成立した農業・

食品産業関係法律は、次の21本である。

- ・ 奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（国土庁、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省と閣議共同請議）
- ・ 地方自治体の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（自治省、沖縄開発庁、国土庁、外務省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省と閣議共同請議）
- ・ 薬事法の一部を改正する法律（厚生省、大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（環境庁、通商産業省と閣議共同請議）
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律（通商産業省、環境庁、運輸省と閣議共同請議）
- ・ 農住組合法の一部を改正する法律（国土庁、建設省と閣議共同請議）
- ・ 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律（沖縄開発庁、大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 製造物責任法（経済企画庁、法務省、厚生省、通商産業省、運輸省、建設省と閣議共同請議）
- ・ 農業改良助長法の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 許可、認可等の整理及び合理化に関する法律（総務庁、警察庁、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省と閣議共同請議）
- ・ 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（大蔵省と閣議共同請議）
- ・ 環境基本法（環境庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省、自治省と閣議共同請議）
- ・ 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（環境庁、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省と閣議共同請議）
- ・ 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法（大蔵省、厚生省、通商産業省、運輸省、労働省と閣議共同請議）
- ・ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（大蔵省、厚生省、建設省と閣議共同請議）

第2節 林 業

1 施策の背景となった林業の動向

林業は、木材をはじめとする多種多様な林産物の供給を行いつつ、その生産活動を通じて国土を守り、生活や自然環境を保全するなど経済社会の発展と豊かな国民生活を維持していく上で大きな役割を果たしている。

一方、近年、森林・林業と環境のかかわりに対する国際的・国内的認識が深まっている中で、森林のもつ諸機能の発揮に対する国民の要請が一層増大している。

しかしながら林業を巡る情勢は、山村における林業労働力の減少・高齢化、林業生産基盤整備や林業機械化の遅れ、製品を中心とする木材輸入の増加などにより生産活動が長期にわたり停滞するなど依然として厳しい状況にある。

こうした状況に対処し、森林・林業に期待される役割を十分発揮するため、平成6年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 林業生産の増進

森林のもつ諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林資源に関する基本計画」に即した実効性のある森林計画を樹立するとともに、「森林整備事業計画」に基づき、林道事業については、効率的な森林施業の実施等を図るための林道ネットワークの形成、山村地域の生活環境施設の整備等を、造林事業については、複層林等による多様な森林の整備、優良種苗の確保等を計画的に行うことなどを通じ、流域林業の活性化を推進した。また、健全な森林を整備するため、間伐を促進したほか、林業技術と労働安全の向上等を図るため、試験研究の推進、高性能林業機械の開発等を行うとともに、林業普及指導を充実した。

(2) 林業構造の改善

地域の森林資源の特色を生かした生産性の高い林業の確立、国産材の加工・流通拠点づくり、森林資源の総合的な活用等を通じ、林業・山村の活性化を図るため、高密度路網の整備、高効率な生産・加工・流通施設の整備、森林体験・山村都市交流促進施設の整備、山村地域の生活環境施設の整備等を推進した。

(3) 国産材の流通体制整備、木材産業の体質強化及び林産物需給の安定

国産材の流通体制の整備と木材産業の体質強化を図るため、生産から加工・流通まで一体となった国産材の低コスト安定供給体制の整備、特色ある地域材のブランド化等を推進したほか、木材の需要拡大を図るため、優良製材品の供給体制の整備、住宅部材等の木材の利用技術の開発及び高度加工木製品の流通振興等を促進するとともに、木材の新規用途を開発するために必要な技術開発等を行った。また、木材産業の高度化、素材生産業の体質強化等を進めたほか、木材の需給・価格の安定のため、木材に関する総合的な情報の収集・分析・提供を行った。さらに、特用林産物の需給の安定のため、供給体制の整備、需給の変化に対応した需要の促進等を図った。

(4) 林業従事者の福祉の向上及び育成確保

林業の担い手の育成確保を図るため、雇用の安定、労働強度の軽減等就労条件の改善等を推進したほか、「第8次の労働災害防止計画」、「振動障害総合対策」等に即し、労働災害の防止に努めた。また、学校教育との連携強化に努めるとともに、林業後継者の新規参入の促進、グループ活動の強化、女性グループの育成、森林・林業の普及啓発の推進等を行った。

(5) 林業の金融・税制の改善

林業の生産活動の活性化、経営基盤の強化等を図るため、林業金融については、農林漁業金融公庫資金等から無利子の造林資金の貸付け等を行う21世紀型先進林業地総合整備資金制度を創設する等制度の拡充を図った。また、木材産業等高度化推進資金において貸付限度額の特認の拡充、林業改善資金において貸付対象の拡充等を行うなど制度の改善を図った。林業税制については、森林組合連合会が行う共済事業に係る法人税の特例、レイアップ装置の取得等に係る所得税、法人税の特例、パーク堆肥製造業に係る軽油引取税の特例を創設するなど所要の措置を講じた。

(6) 森林のもつ公益的機能の維持増進

保安林を緊急かつ計画的に整備するため、「第5期保安林整備計画」を定め、保安林の指定、適切な管理に努めるとともに、安全でうるおいのある国土基盤の形成、水源地域の森林整備の推進、緑豊かな生活環境の保全・創出等を図るため、「第八次治山事業五箇年計画」に基づき、山地治山、防災林造成、保安林整備等の治山事業を緊急かつ計画的に推進した。また、「松くい虫被害対策特別措置法」等に基づき、松くい虫被害について各種の防除等を効果的に行うとともに、森林被害を防止するための森林パトロール、啓発活動を推進した。さらに、国有林内における野生動植物保護管理の推進、「みどりの日」を中心とした緑化活動の展開、国

民参加による「緑と水の森林基金」の造成・整備に努めた。

(7) 山村等の振興

山村地域経済の安定と山村住民の定着化等を図るため、特用林産物の生産振興と産地化形成等を推進した。また、伝統的な森林・山村の美しい景観の保全・形成を行う事業、山村でのゆとりある長期滞在余暇活動の実現等を促進する事業を行うとともに、都市との交流を通じて山村の振興を図るため、森林の総合的な利用のための基盤として、山村と都市との交流拠点の整備等を実施した。また、山村振興対策等を総合的かつ計画的に推進するため、「山村振興法」等に基づく事業を行った。

(8) 国有林野の管理及び経営

国有林野事業の健全な経営を確立し、国民の多様な要請にこたえるため、「国有林野事業の改善に関する計画」に基づき、森林の流域管理システムの下での事業運営及び森林の機能類型に応じた管理経営を基本方針として、事業運営の能率化、経営管理の適正化等各般にわたる経営改善を行った。また、資金運用部資金の借入れを行うとともに、造林・林道整備等の事業施設費、保安林等の保安全管理、希少野生動植物種保護管理事業等に要する経費の一部につき一般会計資金の繰入れを行った。さらに、国民参加による森林づくりを促進するための緑のオーナー制度や法人の森林制度、ヒューマン・グリーン・プラン等の森林を保健休養の場や居住空間として活用する事業等を推進した。

(9) 国際森林・林業協力

熱帯林をはじめとする世界の森林の保全・造成と持続可能な経営の確立を図るための技術協力、資金協力等の二国間協力を行うとともに、国際熱帯木材機関、国連食糧農業機関等に資金を拠出するなど国際機関を通じた協力を推進した。また、熱帯林等の保全と持続可能な経営の確立等を進めるための国際会議の開催、国際緑化を推進するための人材の育成、熱帯林の適切な管理を図るための調査研究、技術開発等を行った。

(10) その他林政の推進に必要な措置

森林組合については、組織・経営基盤の充実を図るため、広域合併を促進するとともに、作業班の育成強化等を行い、体質強化を促進した。また、素材生産業の体質強化、木材産業の活性化等を推進した。さらに、阪神・淡路大震災に対応し、木材の安定供給対策や、荒廃山地等の早期復旧対策のほか、林業者や木材製造業者等の被害に対する復旧対策を実施した。

3 財政及び立法措置

(1) 財政措置

以上の重点施策をはじめとする諸施策を推進するため、林業関係の一般会計予算（国有林野事業特別会計治山勘定への繰入れ分を含む。）（表2）及び国有林野事業特別会計予算（表3）の充実を図った。

表2 林業関係の一般会計予算

（単位：百万円）

区 分	6年度
森林資源の維持増進	8,546
林道事業の推進	118,190
造林事業の推進	60,795
間伐促進強化対策	1,248
林業試験研究及び普及事業の強化	12,594
林業構造改善事業の推進	21,669
林産物の生産流通改善対策	3,440
森林組合等の育成指導	301
治山事業等の推進	237,590
災害復旧等	41,378
林業金融	3,374
その他	26,673
合 計	535,797

（注）1 補正後のものである。

2 NTT分を含む。

表3 国有林野事業特別会計

（単位：百万円）

区 分	6年度
国有林野事業勘定	597,290
治山勘定	335,836

（注）治山勘定には負担金を含む。

(2) 立法措置

制定された法律は次のとおりである。

第129回国会（常会）

「保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律」

「林業等振興資金融資暫定措置法等の一部を改正する法律」

4 そ の 他

森林・山村検討会関連施策

林野庁、国土庁、自治省の間で、森林対策とこれを通じた山村地域振興対策について総合的な検討を行うために設置した「森林・山村検討会」における議論を踏まえ、新たに快適な森林空間を創出する「豊かな森林づくり」対策等の創設、森林整備協定による森林整備の助成の拡充、林業担い手育成強化総合対策の拡充、林業地域総合整備事業における用水施設、林業集落排水施設等の重点的な整備等を実施した。また、山村地

域の定住環境の改善に資するため、林道整備について国庫補助事業と地方単独事業を効果的に推進する「ふるさと林道緊急整備事業」を引き続き推進し、「山村で休暇を」特別対策等と地方単独事業を有機的に連携させる「緑のふるさと・ふれあいプロジェクト」を拡充して実施した。さらに、森林の持つ水源かん養機能に着目して、下流の地方公共団体による上流の森林の取得を地方財政措置の対象に追加するとともに、引き続き森林整備の担い手対策等のための地方財政措置が講じられた。

第3節 水 産 業

1 施策の背景となった漁業の動向

最近の我が国漁業をめぐる動向を概観すると、まず、水産物需給では、水産物の消費は、消費者の健康に対する関心の高まり等を背景として、生鮮魚介を中心に堅調に推移しているとみられるが、供給面では、漁業生産量がまいわし等の減少により引き続き減少しており、一方で水産物の輸入が増加を続けている。

次に生産環境についてみると、近海漁業資源の状態は一部魚種を除いて全般的には中位又は低位水準で横ばい又は減少傾向にあるものが多く、資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進等により資源を回復、増加させることが重要な課題となっている。国際情勢では、近年の公海における漁獲強度の増大を背景として、公海漁業資源管理の在り方に関する議論が活発化しているほか、海洋生物保護へ向けての動きがみられている。

一方、漁業経営についてみると、沿岸漁家の世帯員1人当たりの所得は、全国勤労者世帯の世帯員1人当たりの所得に比べ依然として低いものとなっているほか、中小漁業の経営についても、魚価の低迷や漁獲量の減少等により赤字幅が拡大しており、一層厳しさを増している。

また、漁業生産構造についてみると、漁業経営体数及び漁業就業者数は依然として減少が続いており、就業者の高齢化も進行している。このため、漁業後継者の減少や漁船船員の不足に伴う今後の漁業生産力や漁村地域の活力の低下が懸念されている。

以上のような厳しい内外の状況に対処し、我が国水産業の振興を図り、水産物の安定供給を確保していくため、平成6年度においては、次の諸点に重点を置き施策を展開した。

2 講じた施策の重点

(1) 資源管理型漁業の一層の推進及び定着化を図るための総合的な対策として、資源管理型漁業推進協議会の設置、資源管理関連施設の整備等を行う資源管理型漁業推進総合対策事業を実施した。また、新たに、資源管理を軸とした沿岸漁業の地域ビジョンの作成、浮魚資源の来遊状況の予測システムの開発、漁場生産力及びそのメカニズムの把握並びにモデル化を検討するための調査を行った。さらに、資源管理型漁業の定着化を図るための増養殖場造成等を行う資源管理型漁業推進増養殖場整備事業及び関係漁業者が一体となつての減船等資源管理体制への円滑な移行を図る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業を実施したほか、資源管理に伴う一時的な漁業収入の減少等の影響を緩和するための資金を融通した。

(2) つくり育てる漁業の振興として、栽培漁業の一層の振興を図るため、国の栽培漁業センターの施設整備を行ったほか、都道府県の栽培漁業センターの施設整備について助成した。また、つくり育てる漁業の遅れがみられる地域において、特定海域増養殖総合推進対策を講じた。

さらに、耐病性、餌料効率、食味等の品質に優れた養殖用新品種を作出するため、試験選抜実験及び関連技術の開発に引き続き取り組んだ。

このほか、魚病発生等の防止を図るとともに、さけ・ますふ化放流事業を推進した。

(3) 近年の水産業、漁村を取り巻く状況の大きな変化に対応し、新技術の実用化、国民的視点に立脚した水産業の基本的方向、地域内の役割分担による相互依存・補完関係の明確化、国民の海洋性レクリエーション等のニーズにも応えた海の多面的な利用等を新たな観点とした新マリノベーション構想を策定し、同構想の推進を図った。

(4) 沿岸漁業の重要性の増大等の近年の水産業の動向、漁港利用の変化等を踏まえ、新たに、我が国周辺水域の高度利用、消費者ニーズに合致した水産物の安定供給、ふれあい漁港空間の創出、快適で活力ある漁港漁村の形成、美しい海辺環境の保全と創造を基本目標とする第9次漁港整備長期計画（6～11年度）に基づき、漁港の整備を推進したほか、あわせて漁港関連道整備事業、漁港海岸整備事業等を推進した。

(5) 沿岸漁業の安定的な発展と国民への水産物の安定的な供給に資するため、新たに、我が国周辺水域の水産資源・生産量増大への取組の強化、「青く豊かな海」の確保、地域の活性化を図る総合的整備の推進を柱と

する第4次沿岸漁場整備開発計画（6～11年度）に基づき、魚礁設置事業、増養殖場造成事業、沿岸漁場保全事業等を積極的に推進した。

(6) 近年の沿岸漁業をめぐる厳しい情勢に対処するため、新たに、資源に見合った健全な漁業の育成、需要や消費動向の変化に対応した供給体制の確立、漁村における労働・生活環境の改善、都市住民との交流の促進等による漁村の活性化を基本目標とする沿岸漁業活性化構造改善計画（6～11年度）に基づき、増養殖場等の漁業生産基盤、漁業近代化施設、漁村環境及び交流促進施設の整備等を推進した。

(7) 豊かで活力ある漁村の形成を目指し、漁村の生活環境の改善を図るため、漁業集落環境整備事業を引き続き実施したほか、新たに、漁港漁村総合整備事業を実施した。また、漁村を豊かでうおいのある生産・生活の場としていくため、水産業を核として地域の活性化を図っている市町村において緑や水を生かした美しい景観や環境保全等に配慮した整備を計画的かつ短期集中的に実施すること等により「美しいむらづくり」を推進した。さらに、自然的、社会経済的に厳しい条件下にある漁村地域の活性化を図るため、新たに、しおさいの村・21モデル事業を実施した。

(8) 漁業をめぐる国際環境の変化に対処し、国民の嗜好に合った食料の供給及び海外漁場の確保を図るため、引き続き、くろまぐろ栽培漁業プロジェクトを実施したほか、漁船から送信される位置情報、漁獲データを集計解析し、国際的な資源管理を的確に行える体制を整備した。

また、国際漁場での我が国漁船の操業に伴う対外交渉が多様化、複雑化していることにかんがみ、調査活動を拡充、強化することとし、各種魚類の資源調査、鯨類調査等を実施した。

(9) 資源状態の著しく悪化している水産動植物が生息している水面等を「水産資源保護法」に基づく保護水面として指定した。また、新たに、生態系の保全に配慮した漁業のあり方、森林や水田が沿岸の水産資源に与える影響等を解明するための調査を行ったほか、水産加工業の特性に応じた効率的な窒素・リンの排水処理システムの開発等を実施した。さらに、新たに、赤潮対策として、赤潮生物の増殖速度と海水交換速度との関係を解明するための調査を実施したほか、漁業公害対策として、不用となった漁業系資材の有効利用を図るためのリサイクルシステムの基本計画の策定等を行

った。

(10) 我が国周辺水域内での漁業を振興するため、産・学・官の連携による共同研究開発組織（鮪マリノフォーラム21）において、まぐろ類等の高度回遊性魚種の養殖技術システム等の新技術開発等に引き続き取り組んだほか、新たに、養殖業効率化等促進システムの開発、海洋において自然エネルギーを生物の増殖等に利用するシステムの開発に取り組んだ。また、漁業の合理化・近代化等を促進するため、新たに、洋上で漁獲物の大小選別、幼稚魚の海中回帰を行ったほか、陸上で魚種選別を行う装置の開発等を行った。

(11) 一定の漁業地区における漁業者全体について、漁業外の所得機会の確保を含めた総合的な経営強化を図る事業を実施したほか、信用・販売・購買事業等漁協事業全般にわたる基盤強化を図るため、漁協事業基盤強化総合対策事業を引き続き実施した。また、漁業構造再編整備資金、漁業経営再建資金、漁業近代化資金、農林漁業金融公庫資金等の融資枠の確保を図った。

(12) 近年の水産物産地市場を取り巻く情勢に対応して、流通加工施設の整備を弾力的・効率的に行う水産物流通加工活性化総合整備事業等に対し助成したほか、生産者自ら流通・加工に携わることにより、生産者から消費者までの一貫した水産物の流通・加工システムの開発を行う水産物流通加工改善モデル事業に対し助成した。

(13) 我が国水産加工業の振興等を図るため、高純度のDHA（ドコサヘキサエン酸）を大量かつ効率的に抽出・精製するための技術を開発するDHA高度精製抽出技術開発事業に対し引き続き助成したほか、水産加工業の体質強化等を図るための水産加工資金、水産加工業者の経営安定等を図るための水産加工経営改善促進資金の融資等を行った。

さらに、魚価安定基金を通ずる水産物調整保管事業の円滑な実施を図った。

(14) 漁業従事者の養成・確保と福祉の向上を図るため、学校教育の充実、漁業労働条件の改善、社会保障の充実等を図った。

(15) 阪神・淡路大震災に対応し、水産物等の安定供給対策、漁業者等の被害に対する復旧対策を実施した。

3 財政措置

水産関係予算の内訳は、表4のとおりである。

表 4 水産関係予算

(単位：百万円，%)

項 目	年 度	5	6	6 / 5
(一 般 会 計)				
				(%)
21世紀に向けた漁業生産基盤の整備と漁村地域の活性化		339,731	266,693	78.5
我が国周辺水域の漁業振興による沿岸新時代の招来		61,417	50,921	82.9
海外漁場の確保と漁業協力		25,070	15,986	63.8
技術開発の推進と試験研究の強化		10,758	10,703	99.5
水産業・漁協の経営対策の推進と漁業就業者の育成確保		18,317	10,660	58.2
水産物の需給安定、流通・加工体制の整備		4,394	3,769	85.8
漁業災害補償制度及び漁船損害等補償制度		15,515	25,204	162.4
水産関係一般会計予算総額		577,770	489,037	84.6
(特 別 会 計)				
漁船再保険及び漁業共済保険		38,220	45,738	119.7

注：1) 一般会計予算には、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び外務省計上の水産関係予算を含む。

2) 計数は、施策ごとに積み上げており、重複するものがあるため、合計が必ずしも総額と合致しない。

3) 各年度とも補正後予算額である。